

株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る
郵便番号600-8652

～ 受け継がれた大切なご資産を特別な金利で ～

「相続定期預金専用金利プラン」を実施！

京都銀行（頭取 高崎 秀夫）では、平成27年6月1日（月）から平成28年3月31日（木）まで「相続定期預金専用金利プラン」を実施しますのでお知らせいたします。

本金利プラン実施期間中、相続により取得された資金を原資として、300万円以上の「スーパー定期」または「大口定期預金」をお預け入れいただけるお客様を対象に、店頭表示金利に下記のとおり金利を上乗せいたします。

当行では、今後もお客様の多様なニーズにお応えできる商品の開発やサービスの拡充に努めてまいります。

記

「相続定期預金専用金利プラン」の内容

名 称	「相続定期預金専用金利プラン」					
取扱期間	平成27年6月1日（月）～ 平成28年3月31日（木）					
対象となるお客様	金融機関での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得された資金を原資としてお預け入れいただける個人のお客様 ※当行以外の金融機関で相続手続きを行い取得された預金も対象となります。					
対象となるご預金	一口300万円以上1億円以内の「スーパー定期」または「大口定期預金」 ※1. 原則、総合口座に「自動継続型」でお預け入れいただいた場合に限りです。 2. 本金利プラン対象の定期預金のお預け入れ限度額は、相続により取得された資金の範囲内かつお一人様合計1億円までとさせていただきます。					
預入期間 適用金利	<table border="1"> <tr> <th>預入期間：3か月</th> <th>預入期間：6か月</th> </tr> <tr> <td>店頭表示金利 + 年0.5% (税引前)</td> <td>店頭表示金利 + 年0.25% (税引前)</td> </tr> </table>	預入期間：3か月	預入期間：6か月	店頭表示金利 + 年0.5% (税引前)	店頭表示金利 + 年0.25% (税引前)	<p>※金利の上乗せは初回満期日までとし、自動継続後は継続日の店頭表示金利を適用いたします。</p>
預入期間：3か月	預入期間：6か月					
店頭表示金利 + 年0.5% (税引前)	店頭表示金利 + 年0.25% (税引前)					

取扱店舗	<p>全 店（ネットダイレクト支店、振込専用支店を除く）</p> <p>※<u>窓口のみでのお取り扱いとし、ATMおよび京銀ダイレクトバンキングでのお預け入れは対象外とさせていただきます。</u></p>
取扱総額	<p>200億円（先着順）</p> <p>※お預入総額が200億円に達した時点で、本金利プランを終了させていただきます。</p>
ご提示いただく書類等	<p>①金融機関での相続手続き完了時期が確認できる次のいずれかの書類 （金融機関に提出した相続預金払戻依頼書等の写し、被相続人名義の解約済預金通帳と計算書の写し 等）</p> <p>②お預け入れされる方が相続人であることが確認できる次のいずれかの書類 （戸籍謄本の写し、遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言検認済のもの）の写し、遺産分割協議書の写し 等）</p> <p>③本定期預金の預入原資が相続により引き継いだものであることが確認できる次のいずれかの書類 （金融機関に提出した相続預金払戻依頼書等の写し、被相続人名義の解約済預金通帳と計算書の写し、遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言検認済のもの）の写し、遺産分割協議書の写し 等）</p> <p>※相続手続きをされた店舗でお預け入れいただく場合は上記①～③の書類は不要です。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に定期預金を解約された場合は、「上乘せ金利」は適用されず、当行所定の中途解約利率を適用いたします。 ・他の定期預金キャンペーンとの併用はできません。 ・お取扱いは、お一人様1店舗に限らせていただきます。

以 上